

23年D030701
保存種別 第1種
熊交規第778号
平成23年12月27日

公安委員会の交通規制の効力の一時停止及び警察署長の行う交通規制に関する台帳の作成及び報告について（通達）

道路工事、祭礼等に伴う、公安委員会の交通規制の効力の一時停止（3か月の期間を超えないものに限る。以下同じ。）及び警察署長の行う交通規制に関する台帳の作成及び報告については、平成24年1月1日から、下記のとおり取り扱うこととしたので、誤りのないようになされたい。

なお、「警察署長権限による交通規制実施の事前報告について（通達）」（昭和50年2月19日付け熊交企第373号）は、本通達の施行をもって廃止する。

記

1 公安委員会の交通規制の効力の一時停止

警察署長は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第4条第1項及び熊本県道路交通規則（昭和47年熊本県公安委員会規則第1号）第2条第3項の規定に基づく公安委員会の交通規制の効力の一時停止を決定しようとするときは、交通規制効力停止台帳（別記様式第1号）を作成するものとする。

2 警察署長の行う交通規制

警察署長は、道路交通法第5条第1項及び道路交通法施行令（昭和35年政令第270号）第3条の2第1項の規定に基づく交通規制を行おうとするときは、交通規制台帳（別記様式第2号）を作成するものとする。

3 警察本部長への報告

警察署長は、1の場合にあっては、効力の一時停止が行われる前に交通規制効力停止台帳の写しにより、2の場合にあっては、交通規制を行う前に交通規制台帳の写しにより、それぞれ警察本部交通規制課長を經由し、警察本部長に報告するものとする。ただし、災害その他やむを得ない理由により、事前に報告することができないときは、事後速やかに報告するものとする。

別記様式（略）